

2015 5/15

競馬の外れ馬券代を
費と認めなかった課税処
分を不服として、北海道
の40歳代の公務員男性が
国に所得税約1億940
0万円の取り消しを求め
た訴訟の判決で、東京地
裁(増田稔裁判長)は14
日、男性の請求を棄却し
た。「競馬愛好家の馬券
購入方法と大差はなく、
営利目的行為に当たらな
い」と判断した。男性側
は控訴する方針。

最高裁は3月、競馬の
払戻金を申告せず所得税
法違反罪に問われた大阪
の男性の上告審判決で、
コンピューターの独自ソ
フトでの馬券購入は「営
利目的の継続的行為とい
え、外れ馬券代も経費に
当たる」との初判断を示

外れ馬券 経費と認めず

東京地裁、最高裁と別判断

馬券の購入方法による司法判断の違い

東京地裁判決(14日)		最高裁判決(3月)
北海道の公務員の場合		大阪の男性の場合
独自のノウハウにもと づき、自分で各レース を予想して大量購入	馬券購入 方法	独自ソフトにより、コ ンピューターが自動的 に判断して大量購入
2005~10年に計72億7 千万円分の馬券購入。 払戻金は計78億4千万 円	規 模	07~09年に計28億7千 万円分の馬券購入。払 戻金は計30億1千万円
馬券購入が一体の経済 活動といえず、偶発的 な利益の集積。当たり 馬券の収入は「一時所 得」。外れ馬券は経費 ではない	裁判所の判断	馬券購入は全体として 一体の経済活動で、当 たり馬券の収入は「雑 所得」。外れ馬券は経 費にあたる

レースごとと予想「偶発的」

した。同じ馬券の大量購
入でも、購入方法によっ
て判断が分かれた。

判決によると、北海道
の男性は2005~10年
に計72億7千万円の馬券
を買ひ、計78億4千万円
の払戻金を得た。払戻金
に対して、税務当局

は「雑所得」にあたるし
て、外れ馬券代も経費と
して申告した。

これに対し、税務当局
の集積にすぎず、一体の
経済活動とまでは認めら
れない」として一時所得
に当たると結論付けた。

大阪の男性の馬券収入
を雑所得に当たるとした
最高裁判決との違いにつ
いて「馬券の購入履歴な
どが保存されていないた
め、最高裁判決の当事者
のように機械的、網羅的
に購入していたとまでは
認められない」とした。

原告側の代理人弁護士
の話 レースごとの購入
資料がないという理由で
雑所得と認めないのは納
税者にあまりに酷だ。最
高裁判決の趣旨をないが
しろにする不当な判決
だ。

札幌国税局の話 妥当
な判決と考えている。

増田裁判長は判決理由
で、男性の馬券購入方法
について「レースごとに
自分で予想して購入額を
決めており、機械的とは
いえない」と指摘。競馬
のもうけは「個別の馬券
の中による偶発的な利益